

ことから、NPO 法人や株式会社などの民間事業者にも広がる可能性があるため、次年度調査においても、多様な運営主体への実態調査を行い、引き続き検討していく必要がある。

(2) 運営方式について

運営方式は、委託が6事業で最も多く、その他では直営2事業、指定管理者制度2事業、補助事業2事業であった。これらの運営方式のメリット、デメリットについて検討する。

1) 直営

まず、直営では行政の意向が明確に事業に反映でき、100%行政が出資することになるので運営上の安定が確保されることがメリットであるが、それは自治体の財源を要するというデメリットにつながる。

2) 委託

従来より行われることの多い委託については、自治体や事業により委託の枠組みが異なり様ではないが、基本的な事業計画を行政が組み立て、その運営を外部に委託するという形で行われるものである。行政にとっては、直営と同様に行政の意向を反映しやすいメリットがある。また、外部委託は直営よりも経費節減の効果がある。

一方で、運営主体にとっても、運営に必要と想定される資金が委託金として支給されるため、運営資金面で安定すると考えられる。また、行政のパイロット事業として試行的に実施することも可能であり、そこで期待された効果が見られない場合に事業を廃止することも可能となる。しかし、運営主体から見ると、1年ごと更新される委託契約は、いつ契約がなくなるか先が見えず事業の継続性という点で不安定要素が残る。さらに行政側の関与や縛りは大きくなることが推測され、運営主体の裁量を制限する可能性はデメリットとなる。その点では、行政直営の場合も同様に、行政が考えられる範囲内のサービス提供しか行

われない可能性がある。

また、利用料金を運営主体が運営費に回せる場合と、利用料金は行政に一旦納付する仕組みになっている場合があり、後者の場合は経営努力が報われない、つまり、運営主体や労働者の士気が上がらないというデメリットとつながる。

3) 指定管理者制度

次に、指定管理者制度¹については、2事業が該当したが、委託と同様に運営に必要な資金が行政から指定管理料として提供されるが、その内訳については運営主体（指定管理者）が立案した予算内容に基づき行政が協議するという点では、委託と比較して運営主体の裁量性は発揮できる。また、そのことに関連して、行政側は企画立案、会計事務の省力化などのメリットもあることが調査で指摘されている。また、一時預かりの利用料金収入を運営費としてあてることができるため、運営主体の経営努力が運営状況や就労条件などに反映できるというメリットがある。

しかし、人と人の関係の持続性が重んじられる対人援助サービス事業において指定管理者制度は馴染まないのではないかという議論はかねてより存在し、特定の子どもや高齢者が反復継続して利用していくものについて5年ごとの公募による契約更新のある同制度は向かないのではな

¹指定管理者制度とは、2004年9月の改正地方自治法の施行によってできた制度であるが、それまでの管理委託制度では地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を株式会社などの民間事業者やNPO法人、また法人格をもたない民間団体にもさせることができるようになった。このことにより、多様な運営主体を選択する幅が広がり、とくに民間事業者が培ってきた運営ノウハウを大いに活用し、サービスの向上やコストダウンが期待できるようになっている。また、業務委託と異なり、施設全体の維持管理や利用料金等利用条件の設定などこれまで自治体が行ってきた業務もできるようになったことにより、運営主体が柔軟に運営を行うことが可能となった。

さらに利用料金についても、業務委託では運営主体がそれを収入とすることができなかつたが、指定管理者制度の場合、管理委託制度と同様に利用料金を収入とすることができるといったメリットもある。

いか、また、保育や一時預かりなどその事業を行うために必要な専門性の蓄積がとぎれてしまうことへの懸念など、指定管理者制度の功罪については議論し尽くされていない面がある。今回の調査の中でも5年間という契約期間があることが、職員の安定的雇用やサービスの質の蓄積や確保という点で不安材料となることから、指定管理者を非公募にして契約を更新してほしいという意見もあげられていた。一方で、今後指定管理者制度の導入も考えたいとする自治体もあった。

4) 補助事業

最後に補助事業については、運営主体が実施する事業が補助要件を満たしている場合に補助が行われるものである。今回はいずれも始まったばかりの事業であった。

この運営方式のメリットとしては、これまであげた3つの運営方式と比して、運営主体の裁量権が最も確保されることがあげられる。そのことは、行政的発想の色のつかない事業の展開を可能とし、これまでには提供されていないサービスの形を生み出す可能性も秘めている。そのことは、利用者にとってもメリットであり、ひいては行政のメリットともなるであろう。調査対象の自治体の中には、そのことをあえて狙ったとする自治体もあった。しかし、補助事業は基本的には自主財源がある運営主体につけられることが多く、補助方式だけでの運営は安定性に欠ける可能性がある。本調査の対象となった事業では、自治体の取り組

みとしても始まったばかりであり、運営が行えるだけの補助金が提供されている自治体もあったが、利用料収入が安定的ではない一時預かり事業にあっては、行政からの補助金が十分ではない場合には他の運営方式と比較すると運営の継続性という点で不安が残る。

(3) 次年度研究の課題

本年度は事業実施までの経緯、中でも運営主体や実施場所の選定、料金設定のプロセスなどを中心に、事業の実施体制の把握を行ったが、運営をスタートしてからの運営実態の問題点や課題については、事業開始後の期間が短い事業なども多かったことから十分な把握ができていない。次年度には補助金（や委託金）や利用料金収入などを含めた運営状況についても調査することが必要である。

また、本年度調査ではNPO法人以外の運営主体が少なかったことや単独型の一時預かり事業がなかったことから、さまざまな可能性を検討する意味からも、運営主体、委託や補助事業などの運営方式、実施形態が異なる一時預かり事業の実態を把握することが必要である。

(本章担当：安齊智子、尾木まり)

第3章 パイロット事業の運営実態

1. 保育者の配置

常時配置される保育者数については表 3-1 に示す通り、最低 1 人から最大 8 人までであるが、2 人が最も多く 8 か所であった。予約の有無にかかわらず、常時保育者を配置することにより、当日の受入を可能とする事業が多かった。

保育者の配置は、各施設おおむね保育所における最低基準と同様とするところより、子ども 2 名に対して保育者 1 名、1 対 1 を基本としつつ場合によっては 1 対 2 とするなど、基準を上回って配置される事業が多かった。

一時預かりの利用時間や子どもの年齢はそれぞれ異なるため、配置基準を当てはめる場合、単に子どもの人数だけを把握するのではなく、それぞれの時間ごとに配置基準を超えて受入をしていないかのチェックが必要となる。その場合に、保育者を 1 人増やす必要があるのか、あるいは、子どもの受入を制限するのかという判断が必要になる。そのため、配置基準をポイント換算し、保育者 2 人で見るができる人数を把握する工夫をしている運営主体があった。すなわち、0 歳児は 4 ポイント、1, 2 歳児は 2 ポイント、3 歳児以上 1 ポイントとして、トータルポイントが 20 ポイントになった時点でチェックし、最高 24 ポイントまでは受け入れるが、その際、初めて利用する子どもがいる場合なども考慮して、受入可能人数を確認していた。

勤務形態（表 3-2）は、全員常勤は 1 か所、全員非常勤は 3 か所であり、1 名または 2 名の常勤職員と複数の非常勤職員で構成されるところが多かった。

保育者の調整については、多くの施設が、前日（または数日前）までに予約を締め切るため、利用者の人数は事前に把握しており、それに応じた保育者の調整が行われていた。調整は、施設長や現場責任者、常勤職、コーディネーター担当者など

により行われていた。

2. 保育者の資格について

一時預かり事業の保育者は高い割合で、保育士資格をもっていた。全保育者が保育士資格を持っている事業は 5 か所であった。全体としては保育士資格の保有率は高く、保育士 2 名必置が自治体により規定されているところもあった。また、2 名を超えて加算する保育者として保育士資格を有しない保育者をあてる方法がとられているところもあった。

保育士資格以外の資格としてあげられたものは、幼稚園免許、小学校教諭免許、認定ベビーシッター資格などであった。

保育士資格を保有しない保育者が配置される場合には、研修受講という条件が付与されているが、実際に対象となった研修はファミリー・サポート・センター協力会員研修、ホームヘルパー養成講座（3 級）、子育て・家庭支援者養成講座（3 級、2 級、NPO 法人あい・ぽーとステーション）などがあげられた。

次に、パイロット事業の実施要綱においては、一時保育より規制緩和し、保育者 1 人と研修を受講した保育従事者の 1 名が行えることとなっているが、その要件についての考えを自治体、運営主体にそれぞれ尋ねた。

i 自治体からの回答

国の基準（保育士 1 人と研修を受けた保育従事者 1 人）を適当とする意見は、2 自治体であった。保育士の採用が保育所等でも困難になっている中で、保育士 2 名の採用は困難であることが指摘されている。

それに対して、保育士資格が必要とする意見は 5 自治体であった。これらの自治体の中にはもし研修受講の保育従事者が携わる場合は、一緒に保育に携わる保育士の経験年数を考慮する必要が

表3-1 定員と保育者の配置

設置形態	事業名称(自治体)	運営主体	運営方式	常時配置数	子どもの人数別配置数	定員
ひろば併設型	仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」(仙台市)	NPO法人	指定管理者制度	3人	1:3	9人
	ゆうあいひろば一時預かり保育(宇都宮市)	財団法人	委託	2人	認可外保育施設指導監督基準に則する	20人
	E-子どもの森 ほっとるーむ東松戸 松戸市乳幼児一時預かり(松戸市)	NPO法人	委託	1人 ^{*1}	1:1または1:2	10人
	明海つどいの広場 子育てテラスふらっと(浦安市)	NPO法人	補助事業	2人	保育所最低基準以上	8人
	子育てステーション世田谷 ほっとステイ SHIP DAY NURSERY(世田谷区)	NPO法人	委託	2人	1:3または1:4	10人
	子育てサポート広場ふるまち(新潟市)	行政	直営	3人	1:3	なし
	清水中央子育て支援センター「チャイルド」(静岡市)	行政	直営	2人	保育所最低基準と同様	なし
	静岡中央子育て支援センター「ほっと」(静岡市)	社会福祉法人	指定管理者制度	2人	保育所最低基準と同様	なし
保育施設併設型	北越谷保育ステーション(越谷市)	社会福祉法人	委託	8人	保育所最低基準と同様	20人
	子育てステーション成城 ほっとステイ(世田谷区)	株式会社	委託	2人	1:3または1:4	10人
その他併設型	まちもり ほっとステイSUKUSUKU(世田谷区)	NPO法人	補助事業	2人	1:2または1:3	5人
	0歳児ステーションおむすび(日野市)	NPO法人	委託	2人	1:3	6人

*1 一時預かりは子どもの人数によってプラスしていく

表3-2 保育者の資格

設置形態	事業名称(自治体)	運営主体	運営方式	保育者の勤務形態	総保育者数	保育者の資格の有無
ひろば併設型	仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」(仙台市)	NPO法人	指定管理者制度	全員パート	6人	保育士資格(5人) 小学校教諭免許(1人)
	ゆうあいひろば一時預かり保育(宇都宮市)	財団法人	委託	常勤3人 サポートメンバー10名	13人	保育士資格(常勤3人)
	E-子どもの森 ほっとる一む東松戸 松戸市乳幼児一時預かり(松戸市)	NPO法人	委託	常勤1人 非常勤13人	14人	保育士資格(6人)
	明海つどいの広場 子育てテラスふらっと(浦安市)	NPO法人	補助事業	全員非常勤	8人	保育士資格(4人)
	子育てステーション世田谷 ほっとステイ SHIP DAY NURSERY(世田谷区)	NPO法人	委託	常勤1人 非常勤11人	12人	保育士(8人) 幼稚園教諭(3人)
	子育てサポート広場ふるまち(新潟市)	行政	直営	嘱託4人 パート(8H)4人 パート(4H)4人	12人	保育士資格(11人)
	清水中央子育て支援センター「チャイルド」(静岡市)	行政	直営	非常勤7人 パート14人 臨時1人	21人	保育士資格(全員)
	静岡中央子育て支援センター「ほっと」(静岡市)	社会福祉法人	指定管理者制度	正規2人 嘱託2人 臨時6人 パート4人	14人	保育士資格(全員)
保育施設併設型	北越谷保育ステーション(越谷市)	社会福祉法人	委託	全員常勤	10人	保育士資格(全員)
	子育てステーション成城 ほっとステイ(世田谷区)	株式会社	委託	正規2人 パート3人 派遣4人	12人	保育士(7人)
その他併設型	まちもり ほっとステイSUKUSUKU(世田谷区)	NPO法人	補助事業	常勤1人 非常勤4人	5人	保育士資格(全員)
	0歳児ステーションおむすび(日野市)	NPO法人	委託	常勤1人 非常勤6人	7人	保育士資格(全員)

あるとの意見もあげられた。

その他、現行は認可外保育施設指導監督基準に則するが、子育て経験者が研修を受講することにより、保育士とチームを組むことで可能となるとする自治体、保育士資格または幼稚園免許のいずれかを規定している自治体がそれぞれ1か所あった。

研修を実施することやその体制を作ることの困難性をあげる自治体もある一方で、自治体独自の内容での展開を認めてほしいという意見も聞かれた。

また、資格よりも、このような事業への共感と理解を得られる人でないと向かないのではないかと考えられるという意見があり、資格の有無よりも、0歳児を一時的に保育する際の具体的な内容と対策、連絡網、ノウハウなどをまとめて、現場で1年くらい予備研修を受けてもらうという提案もあった。

ii 運営主体からの回答

運営主体は、自治体により資格要件が規定されているため、それを肯定する意見が多かった。

有資格者の保育経験年数は一定の経験があることが望ましいが、その縛りをつけることによって、事業が普及しないことになるなら、そのような足かせは不要だという意見、保育経験の長さだけが適性となるのではなく、このような事業においては、どれだけ保護者の視点に立てるかが問題になるという意見があげられた。

また、ファミリー・サポート・センターでは数時間の研修受講後に子どもを預かっている実態からすれば、1人常勤の保育士がいればやれないわけではないだろうが、多くの保育者のいる保育所でなら可能かもしれないが、一時預かりという特殊性を考えると、緊急対応などが必要となるため、無資格の人を研修で養成するなら、多方面からの研修を用意しないと難しいのではないかとという指摘もあった。

自治体により、常時保育士2名の配置が規定さ

れているところでは、赤字経営による運営難に加え、人材難に直面しており、地域の子育てサポーターやベビーシッター資格者などの活用も見据えて、地域の人材を活用していく必要性があげられた。

3. 情報提供と利用者の反応について

(1) 情報提供

情報提供の方法、場所などについては表3-3の通りである。情報提供方法や提供場所については、おおよそ同じであるが、事業独自のたよりを発行しているところが多いのが特徴である。また、情報提供場所として、3、4か月健診で登録説明会を実施していることも特徴的な例と言える。

パンフレットに含まれる内容としては、利用対象、開設時間、料金などの基本情報はほぼ類似しているが、よくある質問、保育者の紹介、施設の写真、利用者の声などを含めている事業もあり、利用者が知りたいであろうことを情報提供し、利用を促進しようとする姿勢がうかがえた。

その他の利用促進策については、上記情報提供のほか、仮登録した場合に1時間無料券を提供、2007年内は登録料1000円が無料、初回に限り1時間料金で2時間利用できる慣らし保育などが行われていた。

(2) 問い合わせの状況及び利用者の情報源

利用者からの問い合わせについては(表3-4)、電話によるものや、ひろば併設型では来所しての問い合わせが多かった。また、広報や家庭へのポスティングを行った後に反響がある。一方、問い合わせには波があり、問い合わせが殺到する時と、全くない時があるという意見も聞かれた。

実際に一時預かりを利用する利用者がどこから情報を得ていたかについては、ひろば併設型では、ひろば利用者も多いが、全体的には口コミや広報紙によるものが多かった。

表3-3 情報提供の方法

設置形態	設置場所(自治体)	運営主体	運営方式	提供方法	提供場所	パンフレット(またはチラシ)に含まれる内容
ひろば併設型	仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」(仙台市)	NPO法人	指定管理者制度	自治体HP、のびすく仙台HP、広報誌(市政だより 月1回全世帯に町内会を通じて配布)、パンフレット、たより(月1回 市内の保育関連施設に郵送)	市役所、区役所、市内外の保育施設や関連施設への配布など	利用対象、時間、休館日、利用料金、予約方法、電話番号、所在地、地図、施設の写真、配置図、ひろばの概要
	ゆうあいひろば一時預かり保育(宇都宮市)	財団法人	委託	自治体HP、広報誌、チラシ	市役所(児童福祉課)、市民プラザ、保育所、子育てサロン	利用対象、利用理由の例、開館時間、休館日、利用料金、予約方法、電話番号、所在地、利用の手順、持ち物、傷害保険加入
	E-子どもの森 ほっとるむ東松戸 松戸市乳幼児一時預かり(松戸市)	NPO法人	委託	自治体HP、運営主体HP、情報誌(子育てガイドブック、子育て応援マップ)	市役所、子育て支援センター、その他子育て支援に関する場所	利用対象、開館時間、休館日、利用料金、予約方法、電話番号、所在地、利用の手順、ひろばの概要
	明海つどいの広場 子育てテラスふらっと(浦安市)	NPO法人	補助事業	自治体HP、運営主体HP、情報誌、パンフレット、チラシ、たより(子どもがいる・いないに限らず近隣の住宅にポスティング)	公民館、児童センター、子育て支援センター、小児科、親子が来そうな場所(スーパーやおもちゃ屋)	利用対象、利用理由の例、定員、時間、休館日、利用登録、利用料金、電話番号、所在地、地図、保育者の紹介、1日の流れ、よくある質問、ひろばの概要
	子育てステーション世田谷 ほっとステイ SHIP DAY NURSERY(世田谷区)	NPO法人	委託	自治体HP、NPOのHP、大学HP、区報、広報誌、チラシ	区役所(子ども家庭支援課)、児童館、図書館、SHIP	利用対象、定員、時間、休館日、利用料金、登録方法、予約方法、電話番号、所在地、地図、利用の手順、注意事項、その他施設の概要
	子育てサポート広場 ふるまち(新潟市)	行政	直営	自治体HP、広報誌(毎日曜日に発行の市報にいがた毎月月末号にお知らせを掲載)、パンフレット、チラシ、たより(月1回)	市役所、子育て支援センター公民館、地域保健福祉センター、児童センター、図書館、保育所、子ども創作活動館	利用対象、利用理由の例、時間、休館日、利用料金、予約方法、電話番号、所在地、地図、配置図、ひろば・その他施設の概要
	清水中央子育て支援センター「チャイルド」(静岡市)	行政	直営	自治体HP、広報誌、情報誌(しずおかし子育てハンドブック)、たより(ほっと通信、センター便り、市内幼稚園や保育所、公的機関を通して各家庭に配布)	保健福祉センター、社会福祉事務所、子育て支援センター、市内公私立保育所、幼稚園、公民館、図書館	利用対象、利用理由の例、時間、休館日、利用料金、利用方法、電話番号、所在地、持ち物、注意事項、見学の有無
	静岡中央子育て支援センター「ほっと」(静岡市)	社会福祉法人	指定管理者制度	自治体HP、広報誌、情報誌(しずおかし子育てハンドブック)、たより(ほっと通信、センター便り、市内幼稚園や保育所、公共機関を通して各家庭に配布)	保健福祉センター、社会福祉事務所、子育て支援センター、市内公私立保育所、幼稚園、公民館、図書館	利用対象、利用理由の例、時間、休館日、利用料金、利用方法、電話番号、所在地、地図、配置図、センターの概要
保育施設併設型	北越谷保育ステーション(越谷市)	社会福祉法人	委託	自治体HP、情報誌、パンフレット、チラシ、北越谷駅内看板、大袋駅前看板	市役所(保育課)、保育所、北越谷保育ステーション、袋山保育園	利用対象、時間、休館日、利用料金、予約方法、電話番号、所在地、持ち物、注意事項
	子育てステーション成城 ほっとステイ(世田谷区)	株式会社	委託	自治体HP、成城コルティHP、小田急HP、区報、広報誌、チラシ、新聞折込のフリーペーパー、成城コルティ情報誌(コルティール)	区役所(子ども家庭支援課)、子ども子育て支援センター、各地区生活支援相談窓口、子育てひろば、商店街(子育て中の親子へ)	利用対象、利用理由の例、時間、休館日、利用料金、利用回数、予約方法、電話番号、所在地
その他併設型	まちもり ほっとステイ SUKUSUKU(世田谷区)	NPO法人	補助事業	自治体HP、区報、広報誌、チラシ、新聞折込のフリーペーパー	区役所(子ども家庭支援課)、子ども子育て支援センター、各地区生活支援相談窓口、子育てひろば、商店街(子育て中の親子へ)	利用対象、利用理由の例、定員、時間、休館日、利用料金、利用回数、電話番号、所在地、地図
	0歳児ステーションおむすび(日野市)	NPO法人	委託	自治体HP、運営主体ブログ、広報誌、情報誌(知っ得ハンドブック)、たより(おむすび通信)	3、4ヶ月健診にて登録説明会を実施	利用対象、利用理由の例、定員、時間、休館日、利用料金、支払い方法、保育者の紹介、電話番号、所在地、地図、講座の案内、利用者の声

表3-4 問い合わせ状況及び利用者の情報源

設置形態	事業名称(自治体)	運営主体	運営方式	問い合わせ状況	利用者の情報源
ひろば併設型	仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」(仙台市)	NPO法人	指定管理者制度	直接来所、電話での問い合わせがある。	広報誌、HP(PC/携帯)。口コミも多い。マスコミに取り上げられると来館者が増える。
	ゆうあいひろば一時預かり保育(宇都宮市)	財団法人	委託	電話での問い合わせや、直接来所での見学の申し出が多い。広場に隣接しているため、広場利用者からの問い合わせや見学が多くある。	市の広報誌が多い(42.6%)。また、ひろば利用者が預ける場合も多い。口コミは19%。
	E-子どもの森 ほっとるーむ東松戸 松戸市乳幼児一時預かり(松戸市)	NPO法人	委託	事業開設当初は、市に問い合わせがあったが、現在は運営主体の方に問い合わせがある。広報が出ると問い合わせの電話が多い。	利用者の口コミが多い。
	明海つどいの広場 子育てテラスふらっと(浦安市)	NPO法人	補助事業	マンションへのポスティングのあとに問い合わせが多い。	ひろば利用者、口コミなど
	子育てステーション世田谷 ほっとステイ SHIP DAY NURSERY (世田谷区)	NPO法人	委託	1日5~6件の問い合わせ。	SHIPと大学での告知
	子育てサポート広場ふるまち(新潟市)	行政	直営	空き状況などの問い合わせがある。	広報紙、広報テレビ番組、チラシなど
	清水中央子育て支援センター「チャイルド」(静岡市)	行政	直営	月預りの問い合わせが多い。	自治体HP、広報誌、実家の家族から聞くなど。また、口コミも多い。
静岡中央子育て支援センター「ほっと」(静岡市)	社会福祉法人	指定管理者制度	イベントを開催する際、反応が多い。	「センター便り」を見て来る人が多い。幼稚園や保育所から家庭に確実に情報が伝わっているようだ。口コミも多い。	
保育施設併設型	北越谷保育ステーション(越谷市)	社会福祉法人	委託	ステーションへの電話による問い合わせが多い。保育課への電話での問い合わせも多い。	口コミ、看板、HP、保健師から聞いて、同じビル内にあるスーパーに買い物に来て寄ってみた、など。子どもたちのお散歩を見かけて聞いてくる人も多い。
	子育てステーション成城 ほっとステイ(世田谷区)	株式会社	委託	波がある。多いときは2回線が絶え間ないが、ないときはない。	口コミ、区報、HP、通りがかりで資料を入手
その他併設型	まちもり ほっとステイ SUKUSUKU (世田谷区)	NPO法人	補助事業	区報に出てからの反応が多かった。区報掲載後は1週間くらい毎日問い合わせがあった。	児童館でのチラシや、区報。開所前のチラシを見てという場合もあった。
	0歳児ステーション おむすび(日野市)	NPO法人	委託	ほとんどが電話による問い合わせ。	3,4か月健診での説明、登録保護者向けの講座など

4. 利用までの手順

(1) 見学の受入

利用希望者の見学の受入については、すべて可能となっていたが、登録時のみ見学可能とするところが1か所、室外から室内の様子をのぞけるモニターを通じて見学が可能1か所、保育時間外の見学を可能とするところが1か所であった。また、ひろば併設型の場合は、ひろばを利用しながら見学が可能となる場所もあった。

また、事前に親子で来園し、見学・登録するなど事前面接が必要となる場所もあった。モニターを通しての見学や、保育終了後の見学のみ許可している場合は、保育を利用している子どもへの配慮であるが、保育の様子を知りたい保護者のために、写真の掲示をし、どのように過ごしているかを知ってもらうための資料としていた。

(2) 予約受付の方法 (表 3-5)

利用登録については、登録が必要な施設は8か所、必要ない施設は4か所であった。登録が必要な8か所のうち、有料は1か所のみであった。

予約方法は、①電話(12か所)、②直接(12か所)、③FAX(3か所)、④メール(1か所)と、電話や来所によるものが多かった。また、予約専用電話を設置しているところも1か所あった。

予約受付の締切時間は、前日までが最も多く6か所、2日前1か所、3日前2か所、当日まで3か所であった。ほとんどが前日以前に締切をしているが、受入人数によっては保育者の配置を調整する必要があるため、締切時間が前日13時、14時、15時までなど、早めの時間に設定されていた。

3) 支払い及び当日受付の可否 (表 3-6)

保育料の支払いは、前払いが7か所、後払いが5か所であった。前払いは当日より前に銀行振り込みによるものが3か所(同一自治体)、当日受

付時に支払うものが4か所であった。後払いについては、子どもを迎えに来た時の支払いが4か所、後日の振り込みが1か所であった。

保育時間の管理はタイムカードを使って行われるところも多く、客観的な事実を残すことにより、利用者の規定の時間を守る意識を高めると共に、延長時間の計算などにも活用していた。

当日受付については、当日の予約状況により空きがあれば受入可能が8か所で最も多く、葬儀や入院などの緊急の場合のみ受け付けが2か所、受け付けないが2か所であった。

当日キャンセルの実態については、あまりないとするところが多いが、体調不良などの理由によりたまにあると報告されている。

また、当日の時間延長については、可能とするところが多かった。

5. 利用実態について

(1) 子どもの年齢

利用する子どもの年齢は、表 3-7 に示すとおり、全体的に3歳未満児が多いが、中でも1歳児が最も多いとするものが5か所であった。また、1、2歳が多いは4か所、多い年齢に0歳が含まれたのは、0歳児を対象に含む8か所中5か所であった。

(2) 利用目的

一時預かりは理由を問わずに利用であるため、実際に理由を聞いていない、あるいは統計は取っていないというところもあったが、全体的に多いのは、買い物、美容院、食事などのリフレッシュが多く目立った。しかし、2か所は仕事が大半としており、就労家庭の受け皿となっている側面も見られた。また、講座受講時の保育としての利用も見られた。

(3) 利用者の居住地

施設の設置場所と利用者の居住地の関係をみると、利用者のほとんどが近隣に居住するものは6か所であった。それ以外は、近隣地区の居住者の利用が最も多いが、それ以外の地域からの利用もあるところが4か所、市内全域からの利用が多いとするところが2か所であった。

(4) 利用者数の動向

利用者数の動向は表 3-8 に示すとおりである。利用者数は、開設間もない施設では徐々に利用が増えてきている段階にある。すでに数年前から事業を行っており、安定している施設もあったが、

ピーク時よりは減少しているとの報告もあった。

ひと月の延べ利用者数は、26人から547人まで、施設規模や開設後の年月により開きが見られた。

1日平均にすると、最低0.8人から18人までの開きがあった。時間による預かりのため、定員を超える数値があってもおかしくないのだが、いずれも定員数を超える数値が見られず、日によっては定員を満たす日があるかもしれないが、常に満杯な状態ではないことがうかがえた。

表3-5 予約受付の方法

設置形態	事業名称(自治体)	運営主体	運営方式	見学の受入	登録制の有無	登録料	予約方法	予約受付・締切時間
ひろば併設型	仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」(仙台市)	NPO法人	指定管理者制度	4時半以降見学可。受付で写真を参照しながら説明	あり	無料	電話など	1か月前から当日まで
	ゆうあいひろば一時預かり保育(宇都宮市)	財団法人	委託	随時可能	なし	/	直接・電話	前日の12時まで
	E-子どもの森 ほっとる-む東松戸 松戸市乳幼児一時預かり(松戸市)	NPO法人	委託	広場を利用しながら見学	あり	無料	直接・電話	1か月前10時から3日前16時まで
	明海つどいの広場 子育てテラスふらっと(浦安市)	NPO法人	補助事業	室外からモニターで見る	あり	1000円(年間)	直接・電話	4週間前の9時から前日13時まで*1
	子育てステーション世田谷 ほっとステイ SHIP DAY NURSERY(世田谷区)	NPO法人	委託	可能	あり	無料	直接・電話・FAX・メール	2日前の15時まで
	子育てサポート広場ふるまち(新潟市)	行政	直営	可能	あり	無料	電話	10日前から前日営業時間内まで
	清水中央子育て支援センター「チャイルド」(静岡市)	行政	直営	可能	なし	/	直接・電話・FAX	月始めより翌月末まで
	静岡中央子育て支援センター「ほっと」(静岡市)	社会福祉法人	指定管理者制度	可能	なし	/	直接・電話	月始めより翌月末まで申込受付。当日可。
保育施設併設型	北越谷保育ステーション(越谷市)	社会福祉法人	委託	随時可能	あり	無料	直接・電話	前日の16時30分まで
	子育てステーション成城 ほっとステイ(世田谷区)	株式会社	委託	登録時のみ見学できる	あり	無料	直接・電話・FAX	前日の15時まで
その他併設型	まちもり ほっとステイ SUKUSUKU(世田谷区)	NPO法人	補助事業	可能	あり	無料	電話	3日前の開館時間内まで
	0歳児ステーションおむすび(日野市)	NPO法人	委託	可能	あり	無料	電話(予約専用電話あり)	空きがあれば当日可能

*1 定期利用の場合は前月の1日9時から

表3-6 当日受付、支払いの方法

設置形態	事業名称(自治体)	運営主体	運営方式	支払いの方法	当日受付の可否	当日キャンセル時間変更の実態
ひろば併設型	仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」(仙台市)	NPO法人	指定管理者制度	前払い 当日受付時に現金で支払う	空きがあれば受け入れ	たまにある。 キャンセル料(全額)あり。
	ゆうあいひろば一時預かり保育(宇都宮市)	財団法人	委託	後払い 迎え時に現金で支払う	空きがあれば受け入れ	風邪・病気などの理由でたまにある。 キャンセル料なし。
	E-子どもの森 ほっとるーむ東松戸 松戸市乳幼児一時預かり(松戸市)	NPO法人	委託	前払い 当日受付時に現金で支払う	葬儀や入院などやむを得ない場合のみ可	これまで15件あり。 キャンセル料はないが、今後検討。
	明海つどいの広場 子育てテラスふらっと(浦安市)	NPO法人	補助事業	前払い 当日受付時に現金で支払う	予約状況による	キャンセルはあまりない。 当日キャンセルと時間変更はキャンセル料(時間の半額)あり。
	子育てステーション世田谷 ほっとステイ SHIP DAY NURSERY(世田谷区)	NPO法人	委託	前払い 2日前の15時までに銀行振込	否	延長は可能だが、時間の変更については一旦キャンセルして予約を取り直し。
	子育てサポート広場ふるまち(新潟市)	行政	直営	前払い 当日受付時に現金で支払う	可能	たまにある。 キャンセル料なし。
	清水中央子育て支援センター「チャイルド」(静岡市)	行政	直営	後払い 迎え時に現金で支払う	空きがあれば受け入れ	キャンセルはあまりない。 キャンセル料なし。
	静岡中央子育て支援センター「ほっと」(静岡市)	社会福祉法人	指定管理者制度	後払い 迎え時に現金で支払う	空きがあれば受け入れ	当日キャンセル2~3人。 キャンセル料なし。
保育施設併設型	北越谷保育ステーション(越谷市)	社会福祉法人	委託	後払い 利用後に納付書を渡し、金融機関で振り込み	市内在住の人のみ、緊急の場合に限り対応	それほどない。発熱・体調不良・見てくれる人がいるのいずれかの理由による。 キャンセル料なし。
	子育てステーション成城 ほっとステイ(世田谷区)	株式会社	委託	前払い 2日前の15時までに受付に持参または銀行振込	否	時間延長は基本的には受けないことになっているが、10人に満たなければ受ける。
その他併設型	まちもり ほっとステイSUKU SUKU(世田谷区)	NPO法人	補助事業	前払い 利用当日の3日前の午前中までに銀行振込	当日の子どもやスタッフの状況によってフレキシブルに対応	これまで3件あり。子どもの体調不良、子どもが泣くなどの理由による。 キャンセル料(時間の半額)あり。
	0歳児ステーションおむすび(日野市)	NPO法人	委託	後払い 迎え時に現金で支払う	空きがあれば受け入れ	利用当日の延長可能。 延長料金は30分500円。 キャンセルはたまにある。 キャンセル料は直接か、郵便振込で支払う。

表3-7 利用実態(利用目的、居住地)

設置形態	事業名称(自治体)	運営主体	運営方式	子どもの年齢	利用目的	利用者の居住地
ひろば併設型	仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」(仙台市)	NPO法人	指定管理者制度	1、2歳児が多い	買い物、食事、習い事・講座、病院、美容院の順に多い。	施設は青葉区にあり、青葉区在住の利用者が最も多い。しかし、周辺の泉区や太白区在住の利用者も多く、市内全域から利用者が集まっている。隣接する市からの利用もある。
	ゆうあいひろば一時預かり保育(宇都宮市)	財団法人	委託	0、1歳児が多い	買い物や美容院(25%)、商業施設に行く人やリフレッシュ(22.9%)、親族の介護(25%)、仕事(12.5%)など。	市内全域からの利用者がある。また、市外からの利用者も多数ある。
	E-子どもの森 ほっとる一む東松戸 松戸市乳幼児一時預かり(松戸市)	NPO法人	委託	1歳児が多い	利用目的は問わないため、聞いている。	施設は紙敷地区にあり、紙敷地区の利用者が約半数であり、残りの半数はその他の地域から集まっている。
	明海つどいの広場 子育てテラスふらっと(浦安市)	NPO法人	補助事業	1歳、2歳、0歳児の順に多い	統計は取っていないが、圧倒的にリフレッシュが多く、次が就労である。	施設は新町地区にあり、新町地区在住の利用者がほとんどである。市外在住の利用者は、現在の所いない。
	子育てステーション世田谷 ほっとステイ SHIP DAY NURSERY(世田谷区)	NPO法人	委託	1歳、2歳、3歳、4歳児の順に多い	オープンカレッジ受講者、就業支援として行っている「ママチャレ」講座受講者、大学の幼稚部や初等部の学校行事の際に保護者が利用など、大学関連の利用者が多い。	施設は世田谷地区にあり、世田谷地区在住の利用者が最も多い。玉川地区在住の利用者も4分の1ほどいる。
	子育てサポート広場 ふるまち(新潟市)	行政	直営	1歳、2歳、3歳児の順に多い	リフレッシュや買い物が一番多く(約60%)、次いで通院(15%)、仕事(10%)である。	施設は中央区にあり、中央区在住の利用者は60.9%である。次に西区14.9%、東区10.1%と続く。他の地域からも少数ではあるが利用者があり、市内全域から利用者が集まっている(市内在住の利用者約95%)。
	清水中央子育て支援センター「チャイルド」(静岡市)	行政	直営	0、1、2歳児が多い	仕事の理由がほとんどであり、次に通院や出産、介護、リフレッシュなど。	施設は清水区にあり、清水区在住の利用者は約90%であり、ほとんどを占める。市内在住の利用者が約98%。
	静岡中央子育て支援センター「ほっと」(静岡市)	社会福祉法人	指定管理者制度	1、2歳児が多い	保護者のリフレッシュと仕事の理由が多い。	施設は葵区にあり、葵区在住の利用者は57.5%である。次に駿河区28.5%、清水区6.5%と、市内全域から利用者が集まっている。市外在住の利用者は7.5%。
保育施設併設型	北越谷保育ステーション(越谷市)	社会福祉法人	委託	2歳、1歳、3歳、0歳、4歳児以上の順に多い	大半が仕事。他に、(長時間保育に入る前の)慣らし保育、通院、きょうだいの用事、リフレッシュ、障害を持つ子どもが健常児とふれあうなど。	駅から20分以内に住んでいる近隣の人が多い。
	子育てステーション成城 ほっとステイ(世田谷区)	株式会社	委託	1歳、2歳、3歳児の順に多い	土曜日は幼稚園の行事のために利用する人が多い。	施設は砧地区にあり、砧地区在住の利用者がほとんどである。
その他併設型	まちなもり ほっとステイ SUKUSUKU(世田谷区)	NPO法人	補助事業	1、2歳児が多い	定期利用者: 稽古事や就労。不定期利用者: リフレッシュが圧倒的に多く、その他は上の子の学校行事など。	施設は世田谷地区にあり、世田谷地区在住の利用者がほとんどである。
	0歳児ステーションおむすび(日野市)	NPO法人	委託	対象は0歳児のみ	リフレッシュ、通院、上の子の用事、美容院の順に多い。また、保育付き講座などの親育ち講座中心に利用している人もいる。	75%はベビーカーで来所できるような近隣の利用者であり、25%はその他市内全域の利用者である。

表3-8 利用実態(利用者数の動向)

設置形態	事業名称(自治体)	運営主体	運営方式	定員	利用者数の動向	月の利用者数(延べ人数)	平均利用者数(1日)
ひろば併設型	仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」(仙台市)	NPO法人	指定管理者制度	9人	2004年1月に事業開始。利用人数は、2004年2671人、2005年2549人、2007年2595人である。	292人 (2007年3月)	8.4人 (2006年度)
	ゆうあいひろば一時預かり保育(宇都宮市)	財団法人	委託	20人	2007年7月に事業開始。開設後3カ月だが、徐々に利用者が増えてきている。土日の利用は少ない。	126人 (2007年10月)	4.2人 (2007年10月)
	E-子どもの森 ほっとる-む東松戸松戸市乳幼児一時預かり(松戸市)	NPO法人	委託	10人	2007年7月に事業開始。10月は、0歳が13人、1歳が20人、2歳が9人、3歳以上が2人。	44人 (2007年10月)	1.7人 (2007年10月)
	明海つどいの広場子育てテラスふらっと(浦安市)	NPO法人	補助事業	8人	2007年8月に事業開始。8月64人、9月99人、10月132人、11月178人と、利用が伸びている。	178人 (2007年11月)	5.6人 (2007年8~11月)
	子育てステーション世田谷 ほっとステイ SHIP DAY NURSERY(世田谷区)	NPO法人	委託	10人	2007年12月に事業開始。開設してまだ間がないが、最近になって登録が増えてきた。	48人 (2007年12月)	1.7人 (2007年12月)
	子育てサポート広場ふるまち(新潟市)	行政	直営	なし	2006年9月に事業開始。開設当時は1日平均5人の利用だったが、2007年10月は11.6人である。	347人 (2007年10月)	10人 (2007年4~10月)
	清水中央子育て支援センター「チャイルド」(静岡市)	行政	直営	なし	2001年1月に事業開始。利用児童数は2004年度の10737人をピークに年々減少傾向。2006年度は8111人であった。	546人 (2007年11月)	18人 (2006年度)
	静岡中央子育て支援センター「ほっと」(静岡市)	社会福祉法人	指定管理者制度	なし	2000年5月に事業開始。利用児童数は2000年度の4501人から次第に増加。しかし2003年度の6940人をピークに減少傾向。2006年度は5746人であった。	547人 (2007年11月)	16人 (2006年度)
保育施設併設型	北越谷保育ステーション(越谷市)	社会福祉法人	委託	20人	2001年6月に事業開始。年々利用が伸びている。	320人 (2007年11月)	11人 (2007年4~11月)
	子育てステーション成城 ほっとステイ(世田谷区)	株式会社	委託	10人	2006年10月に事業開始。徐々に利用が伸びている。	132人 (2007年12月)	4.7人 (2007年12月)
その他併設型	まちなもり ほっとステイ SUKUSUKU(世田谷区)	NPO法人	補助事業	5人	2007年9月より事業開始。徐々に利用が伸びている。	34人 (2007年11月)	0.8人 (2007年11月)
	0歳児ステーションおむすび(日野市)	NPO法人	委託	6人	2007年6月に事業開始。3、4か月健診会場での登録により、800人の登録(08年3月現在)がある。	26人 (07年6月~08年3月平均)	2.6人 (2008年3月)

* 1 延べ人数を開設日数で割った

6. 保育の環境

(1) 設置形態 (図 3-1-1～図 3-1-6)

一時預かり事業を行う保育室は、それぞれの地域や設置される建物などによっても大きく異なっている。たとえば、商店街や繁華街の付近に設置されたもの、駅ビルの中など様々な立地であった。

また、本研究では、併設する事業などによって3つの種別に分類しているが、なかでもひろばと併設されているものは8か所と多かった。また、保育所の送迎ステーション事業や認証保育所など、保育事業のひとつとして運営されているものもあった。さらに、カフェや公的な複合施設が併設されているケースもあった。

いずれの事業も、わかりやすいように案内板をつけるなど、利用者が入りやすいように配慮していたが、今後安定して利用者を確保するためにも、さらなる工夫が求められる。

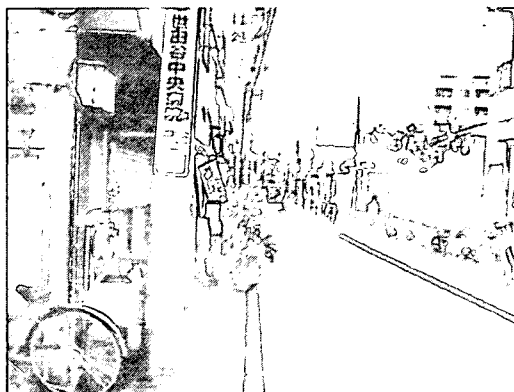


図 3-1-3 施設の周囲の商店街 (K)



図 3-1-4 建物の外観 (K)



図 3-1-1 建物の外観 (L)



図 3-1-5 施設の入入口 (L)

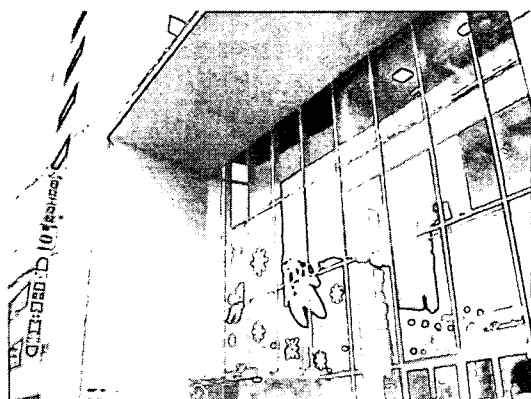


図 3-1-2 建物の外観 (G)



図 3-1-6 エレベーター脇の案内表示 (G)

1) ひろば併設型 (図3-1-7~図3-1-20)

つどいの広場などひろば事業と併設されるものは、多くの施設において一時預かりの専用の保育室がひろばとは別に設置されており、親子で過ごす広場とは基本的には分けられていた。そのため、時には保育室の限られた空間だけでなく、広場に出て行き、広場で遊ぶ親子と遊びやプログラム・行事などで交流を持つというところもあった。また、保育室の隣に配置されたトイレのみをひろばと共用の場所としているものもあった。一方で、預けられる子どもへの配慮から、以前は広場に出ていたが、保育を行う上での考えから、全く広場には出ずに保育室のみで過ごしているというところもあった。

また、一時預かりの専用室を設けずにをひろばスペースと同室で行うところでは (図3-1-19~20)、ひろばに親子が来ている中で、一時預かりの子どもの保育を行っていた。

それぞれの広場の状況によっても異なるが、低年齢児の過ごしやすいような配慮、落ちついた空間を確保しようとする配慮、安全面への配慮がみられた。

今後、異年齢で過ごすことも多いため、一人ひとりの子どもが落ちついた空間で過せるような配慮やそれぞれの子どもが交流しやすいような環境的配慮を検討する必要がある。また、併設施設との交流のあり方についても、より検討していく必要がある

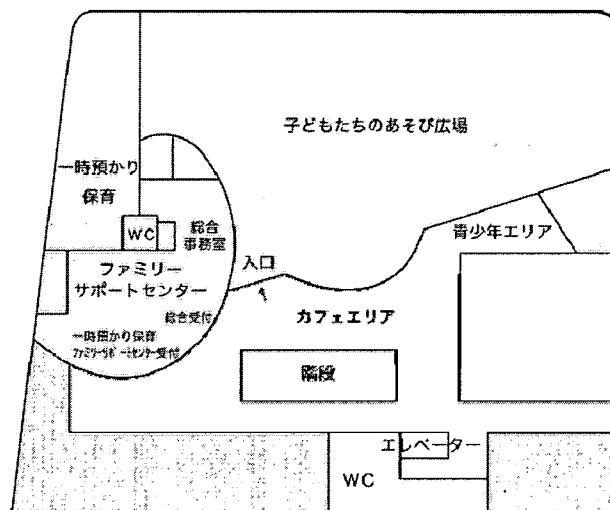


図3-1-7 ひろば併設型の配置図 (A)

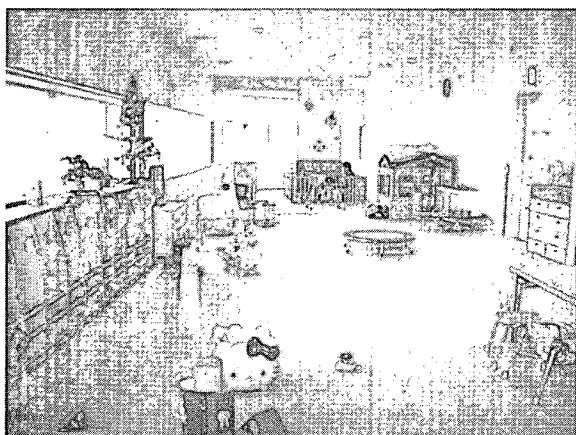


図3-1-8 保育室 (A)

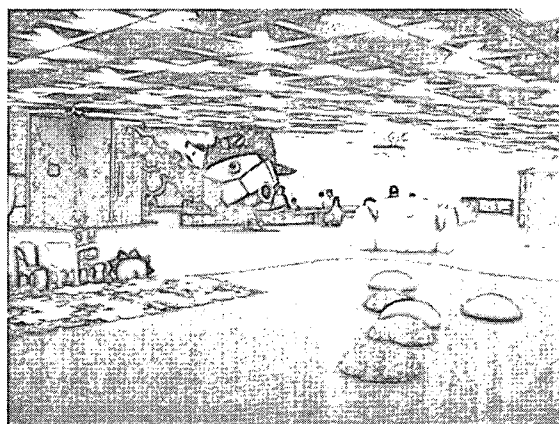


図3-1-9 ひろば (児童館) (A)

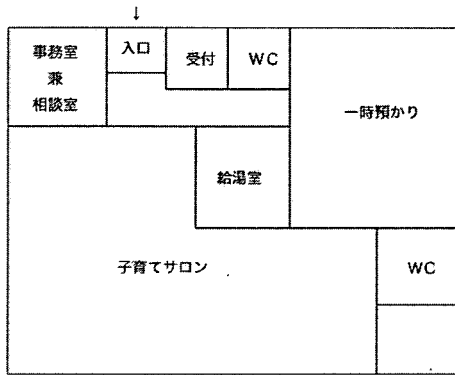


図 3-1-10 ひろば併設型の配置図 (C)



図 3-1-11 保育室 (C)

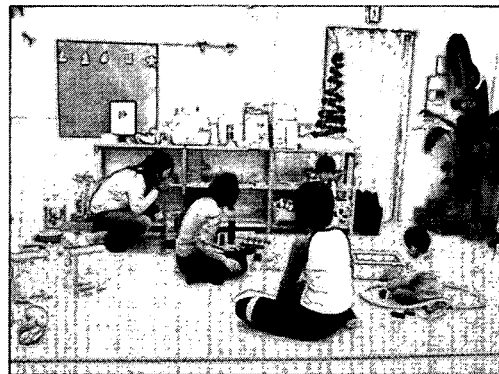


図 3-1-12 子育てサロン (C)

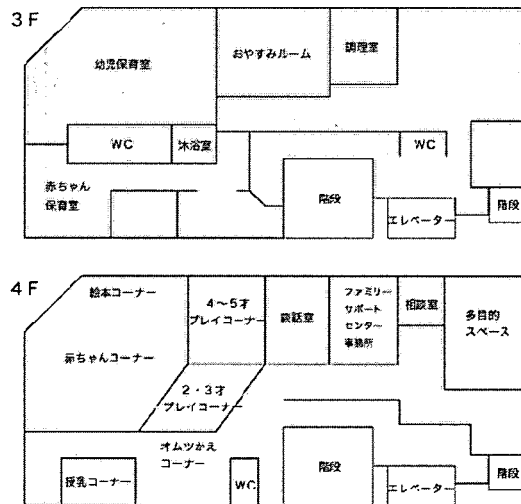


図 3-1-13 ひろば併設型の配置図 (E)



図 3-1-14 保育室 3F (E)

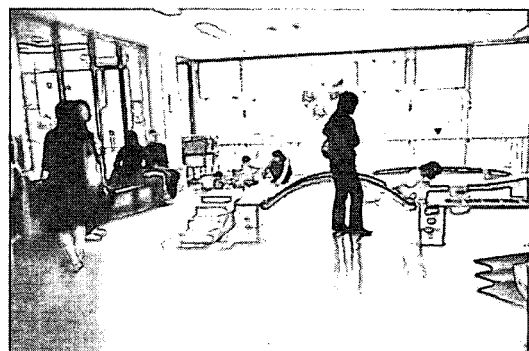


図 3-1-15 ひろば 4F (E)

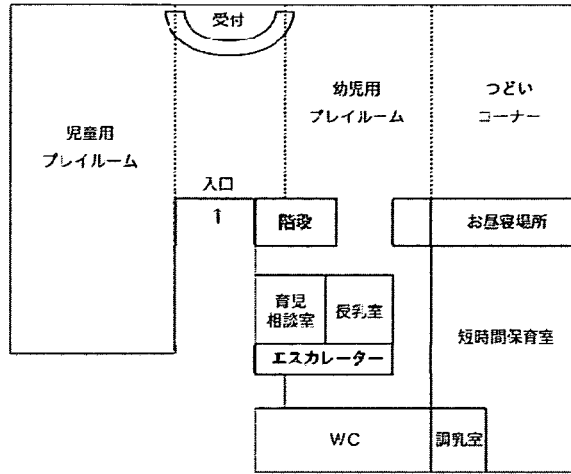


図 3-1-16 ひろば併設型の配置図 (F)

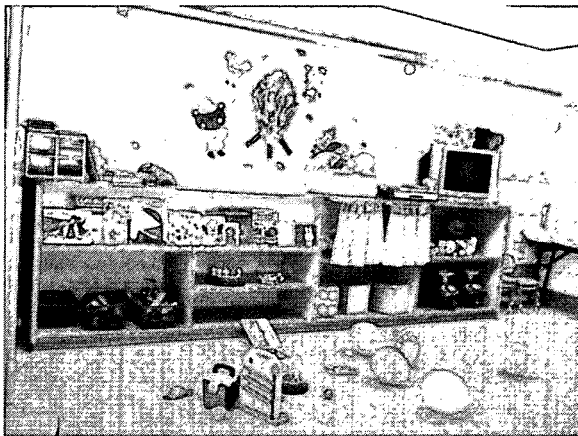


図 3-1-17 保育室 (F)

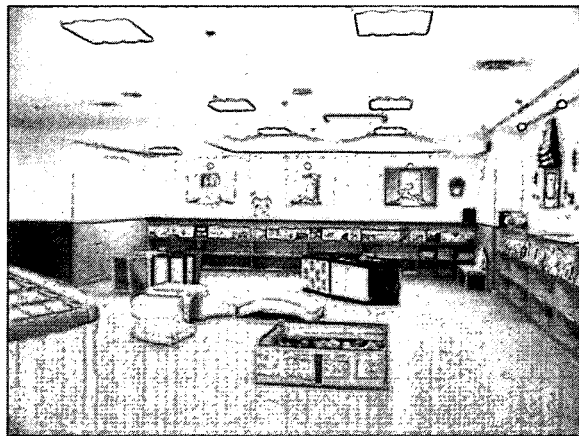


図 3-1-18 ひろば (F)

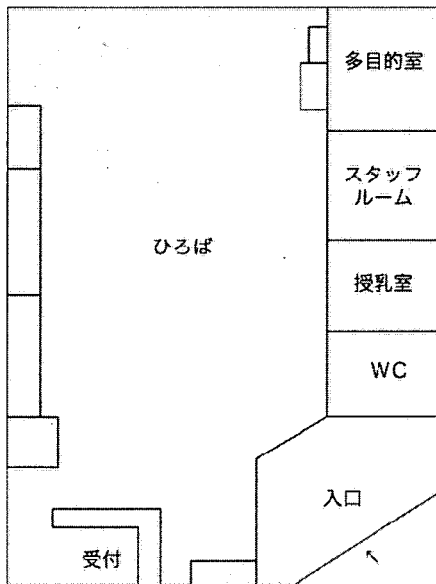


図 3-1-19 ひろば併設型の配置図 (B)

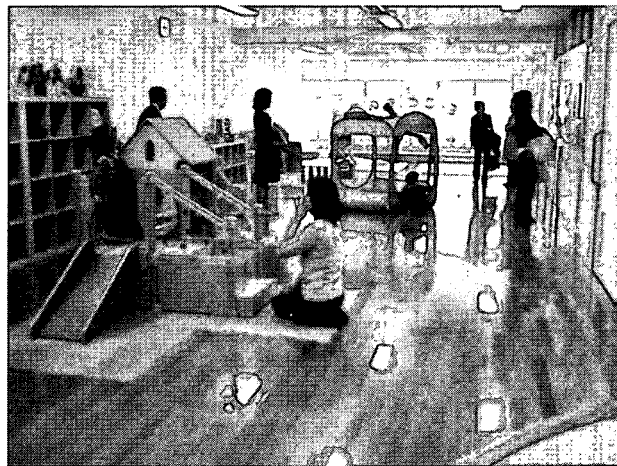


図 3-1-20 保育室/ひろば (B)

* ひろばと一時預かりを同じ空間で行っている

2) 保育施設併設型

(図 3-1-21～図 3-1-25)

一時預かりの保育室が保育施設の機能（送迎ステーションや認証保育所など）の中にあるケースもあった。この場合は、保育施設の機能の中に設置されているため、物的環境、人的環境ともに、

十分な用意がなされていた。とくに保育者の配置については、保育所の他事業と兼ねることのできるため、有効な配置ができていた。

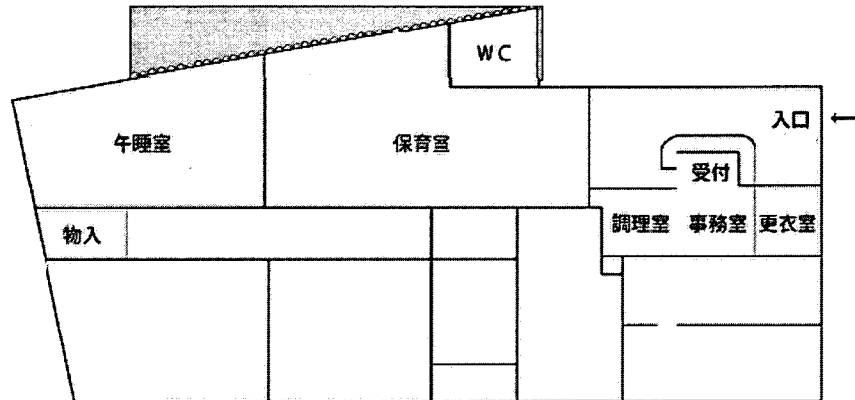


図 3-1-21 保育施設併設型の配置図 (I)

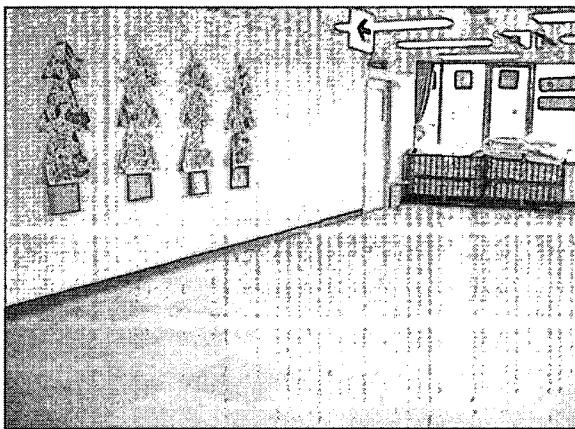


図 3-1-22 保育室 (I)



図 3-1-23 保育室 (I)

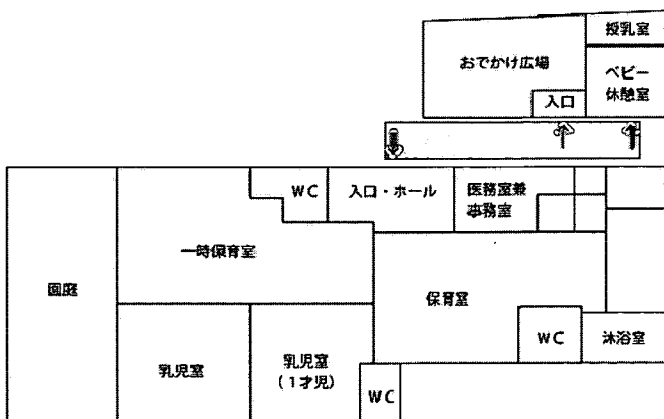


図 3-1-24 保育施設併設型の配置図 (J)

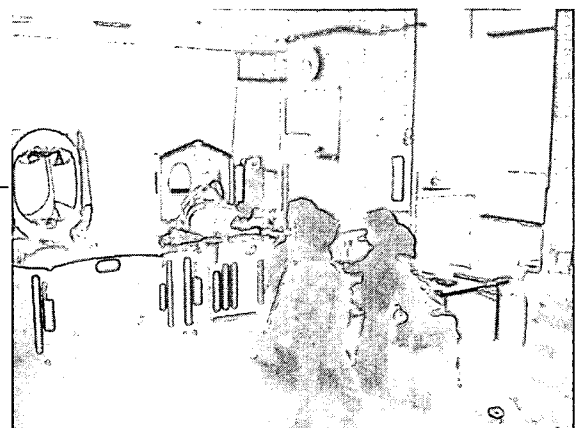


図 3-1-25 保育室 (J)

3) その他併設型

(図3-1-26～図3-1-28)

その他の事業との併設型では、ファミリー・サポート・センターを併設するものと、商店街の中のコミュニティ・カフェを併設するものがある。まずは、市の福祉センターの中に設置されており、高齢者のデイサービスや訪問看護ステーション、子ども応急診療所など多くの事業・機関がある。一時預かり事業はファミリー・サポート・センターの事務所と併設されている(L)。また、0歳

児(生後3か月児から満1歳児)のみを保育するため、調乳室やベビーベッド、おむつ交換台など、0歳児の生活に必要な用具がある。

一方、商店街の中にあり、子どもだけではなく、地域の人が集うことのできるコミュニティ・カフェが併設されるものもある(K)。また、一時預かりのスペースで、夕方以降は放課後の学童の預かりも行っている。

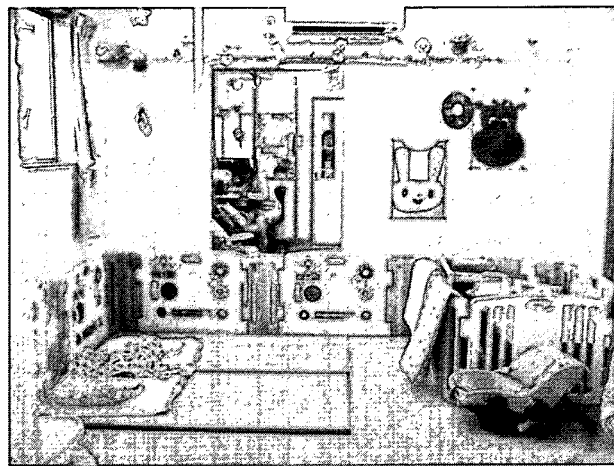


図3-1-26 保育室(L)

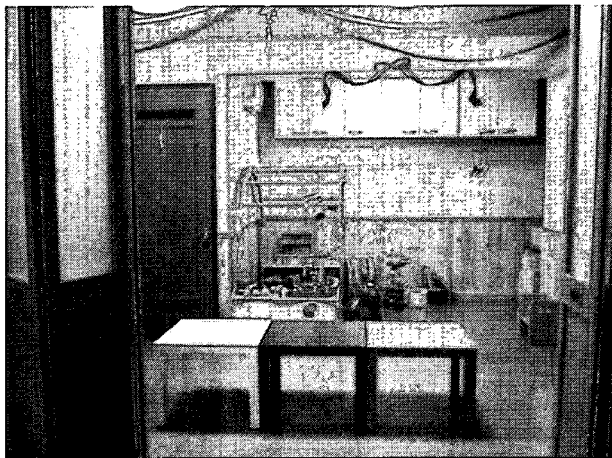


図3-1-27 保育室(K)

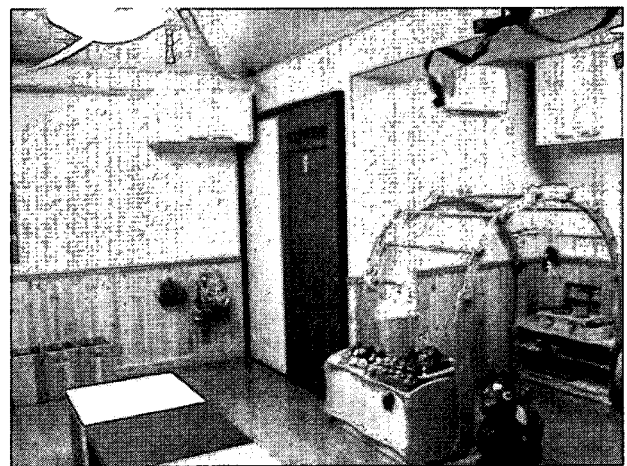


図3-1-28 保育室(K)